

ネゴシンポ

大阪大学大学院国際公共政策研究科科長 高坂章氏

現在、教育のシステムに関する新しいアイデアを募ろうという動きの中で、交渉教育というものは正にそのフロントランナーだと考えています。今日、交渉教育について私が経済学者の立場から申し上げたいことは、交渉の技術・スキルを磨くと言うことと、それからそこから発生するモラルの問題をどうすればよいかという問題があるということです。交渉に勝つことよりも、長期的にフラストレーションが貯まらないようにするためには、一種の意識の倫理的なスタンダードに対して皆がコンセンサスを持っていなければなりません。交渉教育で現在、スキルが重要視されているのではないかと思われませんが、モラルの問題についても指導していただきたいと思います。

上智大学法科大学院院長 滝沢正氏

法学部や法学系大学院を卒業・修了した後に社会において大学において習得したことを活用するという事に注目いたしますと、大学時代から実務を視野に入れることが有益であると考えます。一見、抽象的と思われる学説が実際的に意味をもつことが理解されるでしょうし、本日の試みのように模擬的なものであっても今まで習得した知識が実際に使える、といったことを経験することは重要だと思います。実務に結びつけた教育が、勉学に意味と意欲というものを向上させるという相乗効果がこのような試みに期待されます。

交渉コンペティション入門 大阪大学教授 野村美明氏

交渉コンペティションの特徴と実際

(1)特徴と進め方 上智大学助教授 森下哲朗氏

(2)模擬仲裁実演 上智大学学生

<冒頭陳述>

(レッド社)

本このプロジェクトは、我が国の近代化に心を砕いた前国王ネゴ 4 世の強い意志から始まりました。ハッピーリゾートは我が国の温暖な気候と美しい自然を最大限に生かした一大リゾート施設です。観光を我が国発展の 1 つの柱とした前国王の事業の集大成であることから、我が社は、隣国トップ企業であるブルー社に対してハッピーリゾートの建設を依

頼しました。もちろん計画は期待にたがわず成功しました。... 国王陛下は工事完了の一日後に事故で亡くなったわけですが、陛下が盛況ぶりを見られなかったことを我々は非常に悔しく思っています。

... 当初ブルー社との契約書で約束したのは、ゾーン E に渡るための橋の建設です。しかし、現実には橋は渡れるものではありませんでした。かような橋を造ってしまったブルー社は当然ゾーン E の閉鎖に対して責任を持ちます。... 橋は人を渡すためにある、しかしブルー社が造った橋はそのようなものではなかった、そう指摘しているだけでございます。公平な判断をどうぞよろしくお願いいたします。

(ブルー社)

今回、ハッピーリゾートオープンの 1 ヶ月前、ネゴ 4 世による視察が行われました。その際ゾーン E に向かうためのハッピー橋を渡ったところ、橋が大きく揺れてしまいました。これはブルー社・レッド社両者にとって全く予期しない出来事でした。

ハッピー橋が 1 ヶ月間通行禁止となったことでレッド社が被った損害について、ブルー社は責任を負いません。なぜなら、ハッピー橋が揺れた原因は一千人の通行者と橋の振動数が一致した結果大きく揺れたというもので、この現象はネゴランド国でもアービトリア国でも全く知られていませんでした。本件契約でブルー社が契約で負っていた債務は、通常要求される合理的な基準で橋を建設することであり、このような現象に対応できる橋を建設することまで債務に備えていたとは言えません。ネゴランドによる橋の建設過程にある検査で問題がなかったことが、ブルー社が適切に債務を履行したことを明らかにしています。また、契約書では両当事者が適切にコントロールできないミスについては、レッド社が負担することとなっています。今回の現象はまさに両当事者がコントロールできないものであり、レッド社がリスクを負担するべきです。

< 仲裁廷における議論抜粋 >

(仲裁人)

これよりレッド社によるブルー社の主張に対する反論をしてもらいたいと思います。ブルー社の主張は 3 つにまとめられます。

1 つは何が債務かということ、2 つめはブルー社の債務の内容は合理的水準で橋を建設するというものである。すなわちブルー社が建設した橋は合理的な水準にあったか、ということである。3 つめはコントロールできない事情であるからレッド社が負担するのか、ということになります。レッド社側はこれに対して反論はありますか。

(レッド社)

1 つめについては、人が渡れる橋を建設することが債務の内容でした。2 つめについては、人が渡れることが合理的な水準に達しているかどうかの基準となります。今回は一度に 1000 人が渡ることが出来なかったことから、橋は合理的な水準に達していたとは言えま

せん。3つめについては、我々は「両当事者が適切にコントロールできないミスについては、レッド社が負担する」という内容の文言は契約書の中になく、かような主張は認められません。

(仲裁人)

合理的水準の満たない橋であったから、レッド社に責任はないとの主張であったが、ブルー社側はどうですか。

(ブルー社)

橋の振動現象はネゴランドならびにアービトリア国で知られていなかったことからそのような主張は認められません。なお、「両当事者が適切にコントロールできないミスについては、レッド社が負担する」という内容の文言については本件契約書 18. 3(g)に記載されています。

(3) 模擬仲裁実演に対する審査員からのご講評

中央大学教授 柏木昇氏

非常にエモーショナル、すなわち論理がほとんどない主張をされていました。このような主張がよいかどうかは議論が分かれます。私からは悪いとは思えない。アメリカで陪審員相手であればこういった主張は非常にきくかもしれないが、私が法学部の教師でありまして、どうもエモーショナルに揺らぐ人間でない。こういう相手に対しては多分あまり効果的なやり方ではなかったのではないかと、という気がいたします。相手がどうであるか見なければいけないわけですね。それから、全体的にやはり主張に根拠付けをもっとはっきりして欲しかったですね。また、皆さんがただ主張するだけでは芸がない。自分の意見じゃなくて、そういう権威付けをなるべく持ち出すというようなことが必要だったと思います。権威として一番よいのは法律の条文で、二番目は判例、さらには辞典も有効です。

弁護士 豊田愛祥氏

この契約は結局発注者はどこかということを考えれば、施工者としての責任をどこまで免れるかと言うことになり、最初からワンサイドなケースです。つまり立証責任ということを考えればブルー社はよく意識して伝える必要がある。請負工事は仕事の完成が目的です。UNIDROIT で言えば特定結果達成債務であるわけです。特定結果を達成してなければ、あらゆる理由はすべてブルー社が抗弁しなければならない。ブルー社側がその難しさを意識していただろうか。

合理的な基準については、学生は主観的な主張をしていたが、建築に関する具体的な基準に沿って主張すべきだったと思います。

不可抗力にしても、原因を一つとして横揺れがある、もっとあるかもしれないほど複雑だから Force majeure というのが反論のあるべき姿ではないかと思います。

弁護士 大澤恒夫氏

法的な問題点について両先生から出尽くしています。両者とも非常に堂々と、色々な事態の推移に関わらずはっきりと自分の主張をされていたことは素晴らしい事だと思います。私どもも実務の場で色々な主張をする場面がございますが、そういうところで予期しない抗弁が出てきて、たじろいでしまうんですね。私はそういうときたじろいでしまうんですが、そういうことにめげずに主張を述べられたことはよかったです。だし、エモーショナルになってしまって、相手から突っ込まれる恐れが大きい主張や論点として全くかみ合っていない主張をされていたことが気になりました。ただ、両者とも非常に堂々と弁論されたことに感心しました。

住友グループ広報委員会事務局長/住友商事株式会社広報部長 井場満氏

経過を見ていて、これは実際に世の中で通じるなと思う部分が多々あります。まず一つは、準備段階ですべての結果が決まっていることです。やはり準備をきっちりやっているチームは非常にチームワークがよく、統制がとれており、論点が明確です。それに比べてちょっと準備があまいなところでは、しどろもどろになるところがあるんですね。二つ目がチームワークです。あるチームは一人か二人だけに処理されて、他のメンバーは膝のところにメモを回していました。それもチームワークですが、私は満遍なく主張して、役割分担がきちっと決まっているチームワークも大切だなと思いました。それから自己主張ばかりして、一方勝ちするよりも“Win-Winを目指してください”、すなわち結果的にお互いハッピーになるような形を納めるような交渉術というのが世の中では一番役に立つのですよ”ということを申し上げました。

日弁連法務研究財団研究部会長 大村扶美枝氏

私はとても印象に残っておりますのは、2年目の交渉の部で、ある学校のリーダーをやっていた方なのですが、そのときその方は3回生でした。翌年、たまたま同じ方がリーダーをやっていたらっしゃるチームの審査員をさせていただきまして、この一年間のその学

生さんの成長を目の当たりにしまして、交渉のスキルなどをずっと習得なさって一年間ずいぶん努力したのだろうと思われるような交渉をなさっていて、とても私の方が勉強させていただきました。私は一年に一回だけ審査員という形でこのコンペティションの方には参与させていただいているのですけれども、その間、準備なさっている先生方、学生さんをご指導なさっている先生方、それから事務局として実際運営なさっていらっしゃる、先生方は皆様違った意味でご苦労なさっていらっしゃるというふう思っています。指導する側と運営する側に交換性をもってご参加するようになればもっと発展していくのではないかなど、思っている次第です。

WHITE & CASE ROBERT GRONDINE

この三年の間に何が一番変わったかという、コンピュータやインターネットを使っていろんな事実関係を研究したり、Power-Point を使ってプレゼンテーションをしたりする技術が上がってきたことだと思います。

毎年面白い問題を出していただいています、後で学生さんとお話しまして、「問題には必ず不備があり、非現実的な問題も入っているがそういったことはどうすればいいか」という質問を受けました。それに対して、私は、「弁護士の中でも、不明な点、知らない点がたくさんある。お客さんが持ってこられる事実関係は完璧なものじゃない。意外と現実とはそんなに異なる。毎日インターネットを使って新しい事実、新しい知識を探して、それをどうすればこの問題の解決に使うことができるのか考えるのが非常に有益だ」と答えました。したがって、このコンペティションは日本の学生さんのためにいいものになると思います。

I C C 国際仲裁裁判所副所長/日本仲裁人協会常任顧問・前理事長 澤田壽夫氏

私が裁判所におりまして、非常に近接に感じていることは交渉ということが我々の仕事の中で非常に大事になっている、教育ということが大事になっている中で、今までますます感じられるようになったのは、その勉強、実践というのは技術の実践だけではない、交渉術とかそういう技術はほんの一端であります。それが成功するかしないかは、結局それに関与する人物を磨いていくということをしなければ成功はいたしません。そのことをますます感じております。これから交渉と教育という中で交渉の技術を学ぶ、模擬交渉であれ模擬仲裁であれ、平行して若い方たち皆、人物をいかにして磨いていくかという教育ということは変な引率な意味としては教えるというのもあるのでしょうけれども、本質はそんなものでなくて教えるものも教えられるものも一緒に切磋琢磨していくことがその本質

だと思います。そういうことでこれからますます交渉というところをその場において技術、それからお互い、教える方も教えられる方も、判断、ジャッジをされる方もする方もみんな人柄を磨いていて将来に備えるのだということをやっつけていかなければならないと考えます。

交渉コンペの教育効果 東京大学法学部教授 太田 勝造氏

交渉シミュレーションを行う教育効果について、impression 的には真実と思われる点をご紹介します。と思います。

まず、交渉シミュレーションという教育そのものが持つ教育効果として、非常に人間関係が濃密になるということがいえるのではないかと感じております。そして、人間性の洞察力というのが学生さんたちにつくということ、すなわちお互いがどういう人間かというのが非常によくわかるといったことがあったように思います。また、自分というものを自覚できるようになります。社会状況に近いものについて、全体を見渡しつつ個別の事案を語りあう難しさを再認識することができます。

交渉の理論を実践する中で、準備の重要性を実感し、論理思考、そして人との付き合い方、チームワークの重要性、リーダーシップの大切さ、について学んでくれたのではないかと思います。また、合議の知恵、みんなで議論するといろいろなことが見えてくる、すなわち「三人よれば文殊の知恵」というのを実感したように思われます。また、他学部の研究者の知識と支援を得たことで、情報収集力について学ぶ機会となったように思います。最後に、実務家に審判をしていただくことで、学生たちが生きた世界を経験できたのではないのでしょうか。学生が、実務家の先生に感想を聞いていただけたのは大変有意義だったとは申しておりました。